

三田市手数料条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案												
<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(30) 省略 (30)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号から第30号の9までにおいて「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この号から第30号の6まで、第30号の8及び第30号の9において「計画」という。)の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の4までにおいて「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」という。)</p> <table border="1" data-bbox="212 603 1108 798"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅が存する建築物(以下この号から第30号の5まで、第30号の8及び第30号の9において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</td> <td>55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の額	住宅が存する建築物(以下この号から第30号の5まで、第30号の8及び第30号の9において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	省略		<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(30) 省略 (30)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号から第30号の10までにおいて「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この号から第30号の7まで、第30号の9及び第30号の10において「計画」という。)の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の5までにおいて「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」という。)</p> <table border="1" data-bbox="1184 603 2080 798"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅が存する建築物(以下この号から第30号の6まで、第30号の9及び第30号の10において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</td> <td>55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の額	住宅が存する建築物(以下この号から第30号の6まで、第30号の9及び第30号の10において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	省略	
区分	手数料の額												
住宅が存する建築物(以下この号から第30号の5まで、第30号の8及び第30号の9において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額												
省略													
区分	手数料の額												
住宅が存する建築物(以下この号から第30号の6まで、第30号の9及び第30号の10において「対象建築物」という。)の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額												
省略													
<p>備考 ア 省略 イ 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の算定については、表中「住宅が存する建築物(以下この号から第30号の5まで、第30号の8及び第30号の9において「対象建築物」という。)の床面積」及び「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。 ウ 省略 (30)の3 計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この号、次号、第30号の7から第30号の9までにおいて「評価機関」という。)により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>備考 ア 省略 イ 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の算定については、表中「住宅が存する建築物(以下この号から第30号の6まで、第30号の9及び第30号の10において「対象建築物」という。)の床面積」及び「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。 ウ 省略 (30)の3 計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下第30号の5及び第30号の9において「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この号から第30号の5まで及び第30号の8から第30号の10までにおいて「評価機関」という。)により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>												

区分	手数料の額
省略	

備考 省略

(30)の4 省略

区分	手数料の額
省略	

備考 省略

(30)の4 省略

(30)の5 計画の認定の申請に対する審査で、評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準(市長が定めるものに限る。以下同じ。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
<u>住宅の数が1である場合の対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</u>	<u>20,000円</u>
<u>住宅の数が1である場合の対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u>	<u>35,000円</u>
<u>住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が500平方メートル以内のもの</u>	<u>63,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
<u>住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>102,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
<u>住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>201,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
<u>住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>331,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
<u>住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>498,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>
<u>住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u>	<u>900,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額</u>

住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,212,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
住宅の数が2以上である場合の対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,485,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

備考

ア 手数料の額の欄に定める額が10,000円未満となる場合において、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとし、手数料の額の欄に定める額が10,000円以上となる場合において、その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

イ 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の算定については、表中「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に

(30)の5 計画の変更の認定の申請に対する審査手数料(以下この号、第30号の8及び第30号の9において「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」という。)で、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(法第9条第1項の規定に基づくものにあつては、次の表中「変更に係る部分」とあるのは、「譲受けに係る部分」とする。以下第30号の8及び第30号の9において同じ。)

区分	手数料の額
省略	

備考 省略

(30)の6 法第10条の規定に基づく計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査手数料(以下次号において「地位承継承認申請手数料」という。) 1件につき 16,000円

(30)の7 評価機関により法第6条第1項第4号及び第5号に適合すると認められた地位承継承認申請手数料 1件につき 9,100円

(30)の8 計画の変更の認定の申請が法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(当該基準に評価機関が適合すると認めた場合を除く。) 第30号の5に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額
省略	

関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の6 計画の変更の認定の申請に対する審査手数料(以下この号、第30号の9及び第30号の10において「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」という。)で、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(法第9条第1項の規定に基づくものにあつては、次の表中「変更に係る部分」とあるのは、「譲受けに係る部分」とする。以下第30号の9及び第30号の10において同じ。)

区分	手数料の額
省略	

備考 省略

(30)の7 法第10条の規定に基づく計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査手数料(以下次号において「地位承継承認申請手数料」という。) 1件につき 16,000円

(30)の8 評価機関により法第6条第1項第4号及び第5号に適合すると認められた地位承継承認申請手数料 1件につき 9,100円

(30)の9 計画の変更の認定の申請が法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(当該基準に評価機関が適合すると認めた場合を除く。) 第30号の6に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額
省略	

備考 評価機関により品確法第5条第1項に規定する評価方法基準に適合すると認められた場合は、第30号の6に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額
住宅の数が1である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	3,400円
住宅の数が1である場合の対象建築物の変	6,700円

<u>更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</u>	
<u>住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの</u>	35,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
<u>住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
<u>住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	111,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
<u>住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	198,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
<u>住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	305,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
<u>住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u>	574,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
<u>住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u>	807,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
<u>住宅の数が2以上である場合の対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</u>	1,000,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

(30)の9 計画の変更の認定の申請が法第6条第1項第2号、第4号又は第5

(30)の10 計画の変更の認定の申請が法第6条第1項第2号、第4号又は第5

号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(当該基準に評価機関が適合すると認めた場合を除く。) 第30号の5に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額
省略	

備考 前号及びこの号の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の双方が適用される場合は、第30号の5に規定する手数料の額に前号及びこの号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額をそれぞれ加算する。

(30)の10 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号から第30号の17までにおいて「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等に関する計画(以下この号から第30号の18までにおいて「新築等計画」という。)で、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸又は一戸建ての住宅(以下この号、次号及び第30号の18において「住戸等」という。)に係る新築等計画の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の18までにおいて「新築等計画認定申請手数料」という。)

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更の認定の申請をする場合の審査手数料(以下この号から第30号の18までにおいて「新築等計画変更認定申請手数料」という。)の額は、新築等計画に係る住戸等の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ 省略

(30)の11 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類(以下第30号の13、第30号の15及び第30号の17において「適合証」という。)が添付されている住戸等に係る新築等計画認定申請手数料

号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合における法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(当該基準に評価機関が適合すると認めた場合を除く。) 第30号の6に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額
省略	

備考 前号及びこの号の長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の双方が適用される場合は、第30号の6に規定する手数料の額に前号及びこの号の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額をそれぞれ加算する。

(30)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号から第30号の18までにおいて「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等に関する計画(以下この号から第30号の19までにおいて「新築等計画」という。)で、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸又は一戸建ての住宅(以下この号、次号及び第30号の19において「住戸等」という。)に係る新築等計画の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の19までにおいて「新築等計画認定申請手数料」という。)

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更の認定の申請をする場合の審査手数料(以下この号から第30号の19までにおいて「新築等計画変更認定申請手数料」という。)の額は、新築等計画に係る住戸等の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ 省略

(30)の12 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類(以下第30号の14、第30号の16及び第30号の18において「適合証」という。)が添付されている住戸等に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考 省略

(30)の12 新築等計画の認定の申請に対する審査で、一戸建ての住宅以外の建築物(以下この号から第30号の18までにおいて「建築物」という。)の住戸の部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考 省略

(30)の13 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の住戸の部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考 省略

(30)の14 新築等計画の認定の申請に対する審査で、共同住宅の廊下、階段その他共用に供されるべき部分(以下この号から第30号の16までにおいて「建築物の共用部分」という。)に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考 省略

(30)の15 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の共用部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考 省略

(30)の16 新築等計画の認定の申請に対する審査で、建築物の住戸の部分及び建築物の共用部分以外の部分(以下この号及び次号において「建築物の非住宅部分」という。)に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

区分	手数料の額
省略	

備考 省略

(30)の13 新築等計画の認定の申請に対する審査で、一戸建ての住宅以外の建築物(以下この号から第30号の19までにおいて「建築物」という。)の住戸の部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考 省略

(30)の14 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の住戸の部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考 省略

(30)の15 新築等計画の認定の申請に対する審査で、共同住宅の廊下、階段その他共用に供されるべき部分(以下この号から第30号の17までにおいて「建築物の共用部分」という。)に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考 省略

(30)の16 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の共用部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考 省略

(30)の17 新築等計画の認定の申請に対する審査で、建築物の住戸の部分及び建築物の共用部分以外の部分(以下この号及び次号において「建築物の非住宅部分」という。)に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

省略

備考

ア 省略

イ 新築等計画に係る建築物の非住宅部分に工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下この号及び次号において「工場等」という。)が含まれる場合においては、当該建築物に係る新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該工場等の部分を共用部分とみなして第30号の14の表において算定するものとする。この場合において、当該建築物に共用部分があるときは、当該共用部分の床面積と当該工場等の床面積は区分して算定するものとする。

ウ 省略

(30)の17 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の非住宅部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 新築等計画に係る建築物の非住宅部分に工場等が含まれる場合においては、当該建築物に係る新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該工場等の部分を共用部分とみなして第30号の15の表において算定するものとする。この場合において、当該建築物に共用部分があるときは、当該共用部分の床面積と当該工場等の床面積は区分して算定するものとする。

ウ 省略

(30)の18 新築等計画の認定の申請に対する審査で、住戸等に係る新築等計画の認定と当該住戸を含む建築物に係る新築等計画の認定を併せて申請する場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第30号の12から前号までに規定する建築物に係る新築等計画である場合における手数料の額とする。

省略

備考

ア 省略

イ 新築等計画に係る建築物の非住宅部分に工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下この号及び次号において「工場等」という。)が含まれる場合においては、当該建築物に係る新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該工場等の部分を共用部分とみなして第30号の15の表において算定するものとする。この場合において、当該建築物に共用部分があるときは、当該共用部分の床面積と当該工場等の床面積は区分して算定するものとする。

ウ 省略

(30)の18 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の非住宅部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 新築等計画に係る建築物の非住宅部分に工場等が含まれる場合においては、当該建築物に係る新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該工場等の部分を共用部分とみなして第30号の16の表において算定するものとする。この場合において、当該建築物に共用部分があるときは、当該共用部分の床面積と当該工場等の床面積は区分して算定するものとする。

ウ 省略

(30)の19 新築等計画の認定の申請に対する審査で、住戸等に係る新築等計画の認定と当該住戸を含む建築物に係る新築等計画の認定を併せて申請する場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第30号の13から前号までに規定する建築物に係る新築等計画である場合における手数料の額とする。

(31)～(72)の2 省略

以下省略

(31)～(72)の2 省略

(72)の3 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定に基づく建築物の容積率の特例許可申請手数料 160,000円

以下省略

三田市手数料条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案								
<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(30) 省略 (30)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号から第30号の10までにおいて「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この号から第30号の7まで、第30号の9及び第30号の10において「計画」という。)の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の5までにおいて「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」という。)</p> <table border="1" data-bbox="212 815 1108 895"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の額	省略		<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(30) 省略 (30)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号から第30号の10までにおいて「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(以下この号から第30号の7まで、第30号の9及び第30号の10において「計画」という。)の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の5までにおいて「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」という。)</p> <table border="1" data-bbox="1184 815 2080 895"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の額	省略	
区分	手数料の額								
省略									
区分	手数料の額								
省略									
<p>備考 ア～イ 省略 ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。 <u>(ア) 計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の規定による税額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)</u></p>	<p>備考 ア～イ 省略 ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。</p>								

第72条の82及び第72条の83の規定による税額(以下「消費税及び地方消費税」という。)を加えた額

(イ) 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の3 計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下第30号の5及び第30号の9において「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この号から第30号の5まで及び第30号の8から第30号の10までにおいて「評価機関」という。)により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア～イ 省略

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分

(ア) 計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の3 計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下第30号の5及び第30号の9において「品確法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この号から第30号の5まで及び第30号の8から第30号の10までにおいて「評価機関」という。)により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア～イ 省略

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により法第6条第1項第1号に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分

が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の4 計画の認定の申請に対する審査で、評価機関により法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア～イ 省略

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の4 計画の認定の申請に対する審査で、評価機関により法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア～イ 省略

ウ 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における評価機関により法第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に適合すると認められた住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の5 省略

(30)の6 計画の変更の認定の申請に対する審査手数料(以下この号、第30号の9及び第30号の10において「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」という。)で、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(法第9条第1項の規定に基づくものにあつては、次の表中「変更に係る部分」とあるのは、「譲受けに係る部分」とする。以下第30号の9及び第30号の10において同じ。)

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 計画の変更の認定の申請に法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の7～(30)の10 省略

(30)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号から第30号の18までにおいて「法」という。)第53条第1項の規

(30)の5 省略

(30)の6 計画の変更の認定の申請に対する審査手数料(以下この号、第30号の9及び第30号の10において「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」という。)で、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料(法第9条第1項の規定に基づくものにあつては、次の表中「変更に係る部分」とあるのは、「譲受けに係る部分」とする。以下第30号の9及び第30号の10において同じ。)

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 計画の変更の認定の申請に法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。

(ア) 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の7～(30)の10 省略

(30)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号から第30号の18までにおいて「法」という。)第53条第1項の規

定に基づく低炭素化のための建築物の新築等に関する計画(以下この号から第30号の19までにおいて「新築等計画」という。)で、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸又は一戸建ての住宅(以下この号、次号及び第30号の19において「住戸等」という。)に係る新築等計画の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の19までにおいて「新築等計画認定申請手数料」という。)

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の12 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等

定に基づく低炭素化のための建築物の新築等に関する計画(以下この号から第30号の19までにおいて「新築等計画」という。)で、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸又は一戸建ての住宅(以下この号、次号及び第30号の19において「住戸等」という。)に係る新築等計画の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の19までにおいて「新築等計画認定申請手数料」という。)

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の12 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等

計画であると認める旨の書類(以下第30号の14、第30号の16及び第30号の18において「適合証」という。)が添付されている住戸等に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の13 新築等計画の認定の申請に対する審査で、一戸建ての住宅以外の建築物(以下この号から第30号の19までにおいて「建築物」という。)の住戸の部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

計画であると認める旨の書類(以下第30号の14、第30号の16及び第30号の18において「適合証」という。)が添付されている住戸等に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の13 新築等計画の認定の申請に対する審査で、一戸建ての住宅以外の建築物(以下この号から第30号の19までにおいて「建築物」という。)の住戸の部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の14 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の住戸の部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合に

備考

ア 省略

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の14 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の住戸の部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合に

おける新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の15 新築等計画の認定の申請に対する審査で、共同住宅の廊下、階段その他共用に供されるべき部分(以下この号から第30号の17までにおいて「建築物の共用部分」という。)に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

おける新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の15 新築等計画の認定の申請に対する審査で、共同住宅の廊下、階段その他共用に供されるべき部分(以下この号から第30号の17までにおいて「建築物の共用部分」という。)に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の16 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の共用部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係

(ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の16 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の共用部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア 省略

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係

る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の17 新築等計画の認定の申請に対する審査で、建築物の住戸の部分及び建築物の共用部分以外の部分(以下この号及び次号において「建築物の非住宅部分」という。)に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア～イ 省略

ウ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工

る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の17 新築等計画の認定の申請に対する審査で、建築物の住戸の部分及び建築物の共用部分以外の部分(以下この号及び次号において「建築物の非住宅部分」という。)に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア～イ 省略

ウ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工

作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の18 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の非住宅部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア～イ 省略

ウ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の19 省略

(31) 建築基準法第7条の6第1項第1号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の

作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の18 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の非住宅部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
省略	

備考

ア～イ 省略

ウ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の19 省略

(31) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項にお

交付を受ける前(同法第7条第1項の規定による申請が受理された場合を除く。)における建築物等の仮使用承認申請手数料 120,000円

(31)の2～(48)の2 省略

(48)の3 建築基準法第67条の2第3項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例許可申請手数料 160,000円

(48)の4～(61) 省略

(61)の2 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の3 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料 27,000円

(62) 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画通知手数料

ア～イ 省略

ウ 申請又は通知に係る計画に建築基準法第6条第5項若しくは同法第18条第4項の構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、アの手数料のほか、次号の手数料を納めなければならない。

(62)の2 建築基準法第6条第5項又は同法第18条第4項の規定に基づく建築物に関する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該定める額とする。

ア 構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの 一の建築物につき

床面積

手数料の額

いて準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 120,000円

(31)の2～(48)の2 省略

(48)の3 建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例許可申請手数料 160,000円

(48)の4～(61) 省略

(61)の2 建築基準法第86条の7第4項の規定に基づく既存の建築物について移転(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第1号の場合を除く。)をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の3 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の4 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料 27,000円

(62) 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認申請手数料又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画通知手数料

ア～イ 省略

1,000平方メートル以内のもの	115,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	137,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	151,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	191,000円
50,000平方メートルを超えるもの	323,000円

なお、床面積は、次に定める面積とする。

(7) 建築物を建築する場合(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更する場合を含む。) 当該構造計算適合性判定に係る部分の床面積

(イ) 一の建築物がエキスパンションジョイント等により構造的に分かれている場合 それぞれの部分ごとの床面積

イ 構造計算が建築基準法第20条第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法によるもの 一の建築物につき

床面積	手数料の額
1,000平方メートル以内のもの	167,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	215,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	248,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	324,000円
50,000平方メートルを超えるもの	590,000円

なお、床面積は、次に定める面積とする。

(7) 建築物を建築する場合(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更する場合を含む。) 当該構造計算適合性判定に係る部分の床面積

(イ) 一の建築物がエキスパンションジョイント等により構造的に分かれている場合 それぞれの部分ごとの床面積

(63) 建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認申請手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画通知手数料

(63) 建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認申請手数料又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画通知手数料

<p>一の建築設備につき、次に掲げる場合の区分に応じ、当該定める額とする。</p> <p>ア 建築設備を設置する場合(イに掲げる場合を除く。) 16,000円(小荷物専用昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第1項第3号に規定する昇降機をいう。以下同じ。))については10,000円)</p> <p>イ 省略</p> <p>(64)～(72) 省略</p> <p>(72)の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項の規定に基づく申出(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)に係る計画の通知に対する審査手数料 特定建築物の建築等の計画を建築基準法第18条第2項の計画として、第62号及び第62号の2の額(第62号の2に掲げる額については、当該額に消費税及び地方消費税を加えた額)</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>一の建築設備につき、次に掲げる場合の区分に応じ、当該定める額とする。</p> <p>ア 建築設備を設置する場合(イに掲げる場合を除く。) 16,000円(小荷物専用昇降機(建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定する昇降機をいう。以下同じ。))については10,000円)</p> <p>イ 省略</p> <p>(64)～(72) 省略</p> <p>(72)の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項の規定に基づく申出(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)に係る計画の通知に対する審査手数料 特定建築物の建築等の計画を建築基準法第18条第2項の計画として、第62号の額</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
--	--

三田市特別用途地区建築条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条及び第50条並びに第106条の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第2号に規定する特別用途地区内における建築物の建築の制限若しくは禁止又は緩和及び建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第5条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 用途の変更(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第137条の17に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。</p> <p>2 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条及び第50条並びに第107条の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第2号に規定する特別用途地区内における建築物の建築の制限若しくは禁止又は緩和及び建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第5条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 用途の変更(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第137条の18に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。</p> <p>2 省略</p>

(既存の建築物の用途変更に係る類似の用途)

第6条 令第137条の18第3項の規定により指定する類似の用途は、令第137条の17に規定する類似の用途とする。

以下省略

(既存の建築物の用途変更に係る類似の用途)

第6条 令第137条の19第3項の規定により指定する類似の用途は、令第137条の18に規定する類似の用途とする。

以下省略